

【参考様式1】労働者への通知（吸収分割の場合）

平成〇〇年〇月〇日

会社分割に伴う労働契約の承継に関する通知

〇〇〇〇殿

株式会社〇〇〇〇  
人事部長〇〇〇〇

当社は、会社分割をすることとし、〇〇〇〇株式会社との間で、当社を吸収分割会社、〇〇〇〇株式会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」という。）とする吸収分割契約を締結しました。当該会社分割に関し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

施行規則第1条  
第3号の事項

- 1 承継会社に承継される事業の概要  
当社の〇〇部門に関する事業

施行規則第1条  
第4号の事項

- 2 会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以後における商号、住所、事業内容及び雇用予定労働者数

	当 社	承継会社
商号	株式会社〇〇〇〇	〇〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等	〇〇に関する事業、〇〇に関する事業及び〇〇に関する事業 等
雇用予定労働者数	〇人	〇人

（平成〇年〇月〇日現在）

施行規則第1条  
第5号の事項

- 3 効力発生日  
平成〇年〇月〇日

雇用予定労働者数は、効力発生日以後に雇用することを予定している全労働者数（正社員に限らず、短時間労働者等や新規に雇用される労働者も含む。）を記載します。

施行規則第1条  
第7号の事項

- 4 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項  
当社及び承継会社は、効力発生日以後における債務の履行の見込みについて問題がありません

このほか、会社法の規定に基づいて事前開示する債務の履行の見込みに関する事項の要旨等を記載することも考えられます。

法第2条第1項  
柱書きの事項

- 5 労働契約を承継する旨の吸収分割契約における定めの有無  
当社と承継会社との間で締結した吸収分割契約には、貴殿の労働契約を承継会社が承継する旨の定めが あります／ありません。

施行規則第1条  
第2号の事項

- 6 会社分割による労働条件の承継  
当社が、当社の労働者との間で締結している労働契約であって、分割契約に承継会社が承継する旨の定めがあるものは、効力発生日以後、当社から承継会社に包括的に承継されるため、その内容である労働条件は、そのまま維持されます。

追加されました！

施行規則第1条  
第1号の事項

- 7 法第2条第1項各号のいずれに該当するか  
法においては、吸収分割会社が雇用する労働者について、以下①、②の区分があります。  
① 承継会社に承継される事業に主として従事する者 …「法第2条第1項第1号の労働者」  
② 吸収分割契約に、承継会社が労働契約を承継する旨の定めがある者（①の者を除く） …「法第2条第1項第2号の労働者」  
貴殿は、法第2条第1項第〇号の労働者に該当します。

施行規則第1条  
第6号の事項

- 8 効力発生日以後において従事する業務の内容、就業場所その他の就業形態  
貴殿は、承継会社の〇〇部門に関する事業に従事する予定です（〇〇営業所に配属）。

施行規則第1条  
第8号の事項

- 9 法第4条第1項又は第5条第1項の異議申出ができる旨及び異議申出先  
法においては、  
・ 承継会社に承継される事業に主として従事する労働者が、労働契約を承継会社に承継されないこと  
・ 承継会社に承継される事業に主として従事しない労働者が、労働契約を承継会社に承継されること  
について、書面により異議を申し出ることができます。  
この異議申出を行う場合には、以下に宛てて提出して下さい。  
株式会社〇〇〇〇 人事部  
東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

就業場所その他の就業形態は、承継される労働条件の範囲内で変更される可能性があるため、通知する必要があります。

法第2条第1項  
柱書きの事項

- 10 異議申出期限日  
9の異議申出の期限日は、平成〇年〇月〇日です。

異議申出先としては、その担当部門ではなく、その担当者（氏名と職名と勤務場所）を通知することもできます。